

公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議設置要綱

（目的）

第1条 老朽化等の課題を抱えるスポーツ施設の整備の方向性を県において決定するに当たり、スポーツを「する側」と「見る側」の視点や、各施設が地域のまちづくり・地方創生に有する価値等を踏まえ、民間活力の導入や民間事業者主体の整備を含め、様々な観点から検討を行うことを目的に、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 検討会議は、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- （1） 公民連携によるスポーツ施設の整備に関すること。
- （2） その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、知事が委嘱する委員により構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。ただし、協議が令和6年度（2024年度）中に終了しない場合は、1年間任期を延長できるものとする。また、委員の再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を選任することができる。
- 4 新たな委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（運営）

第4条 検討会議は、県が招集する。

- 2 検討会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 検討会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、検討会議を代表し会議を総括する。
- 5 検討会議には、委員の代理者の出席を認める。
- 6 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 7 検討会議は、原則公開とする。

（関係者の出席）

第5条 検討会議は、必要と認めるときは、委員以外の出席を認め、意見及び説明を徴取することができる。

（報償費及び旅費）

第6条 委員（代理出席者含む。）には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

（事務局）

第7条 検討会議の事務局は、観光文化部スポーツ交流企画課が担当する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）10月15日から施行する。